

(別紙)

## 1 インジウム化合物に係る健康診断項目

### (1) 一次健診(特化則別表第3)

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 五 血清インジウムの量の検査
- 六 血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の検査
- 七 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)

### (2) 二次健診(特化則別表第4)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合には、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。)、血清サーファクタントプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

## 2 エチルベンゼンに係る健康診断項目

### (1) 一次健診項目(特化則別表第3)

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 五 尿中のマンデル酸の量の検査

### (2) 二次健診項目(特化則別表第4)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は神経学的検査

## 3 エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る健康診断項目

### (1) 必須項目(特化則第39条第1項、別表第3の2)

- 一 業務の経歴の調査
- 二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査項目についての既往の検査結果の調査並び

に以下に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の検査

- ① 尿中の蛋白の有無の検査
- ② 貧血検査
- ③ 肝機能検査
- ④ 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）

三 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査

四 尿中の蛋白の有無の検査

(2) 医師判断項目（特化則第39条第3項）

- 一 作業条件の調査
- 二 貧血検査
- 三 肝機能検査
- 四 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）
- 五 神経内科学的検査

4 コバルト及びその化合物に係る健康診断項目

(1) 一次健診項目（特化則別表第3）

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 コバルト又はその化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

(2) 二次健診項目（特化則別表第4）

- 一 作業条件の調査
- 二 尿中のコバルトの量の測定
- 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼付試験